

# 衆議院内閣委員会ニュース

平成 21.5.27 第 171 回国会第 12 号

5 月 27 日（水）第 12 回の委員会が開かれました。

## 1 公文書等の管理に関する法律案（内閣提出第 41 号）

- ・小淵国務大臣、増原内閣府副大臣、倉田総務副大臣、並木内閣府大臣政務官、西銘国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 西村 智奈美君（民主）

- ・「行政文書」の範囲については、今後政令で定めるとのことであるが、本法律案において明確に示した上で審議を行うべきではないか。政府の見解において「個人メモ」は行政文書に当たるのか。また、各府省が委託した調査における元データの取得義務を定めるべきではないか。
- ・内閣府が「公文書管理の司令塔」としての役割を果たすために、どのような体制を整備する必要があると考えているのか。また、公文書管理強化のために国立公文書館を「特別の法人」とするべきとの考え方に対する見解を伺いたい。
- ・本法律案の立案過程に関する行政文書の保存を今後の公文書管理のモデルケースとするための小淵国務大臣の決意を伺いたい。

### 逢坂 誠二君（民主）

- ・日本の公文書管理の現状に対する小淵国務大臣の認識についてお聞きしたい。
- ・今回の公文書管理法の目的規定で、公文書は国民の共有財産であるという表現を加えなかった理由を伺う。また、公文書の定義・管理等について不断の見直しを行う必要があるが、小淵国務大臣の所見をお聞きしたい。
- ・総務省が進める文書管理業務・システムの最適化と公文書管理法との整合性をとる必要がある。また、紙媒体と電子媒体にはそれぞれメリット、デメリットがあるが、それを認識してシステム化を進めているのかどうかについて総務省の認識をお聞きしたい。

### 吉井 英勝君（共産）

- ・各府省において公文書保存に関して恣意的な判断がなされないよう、中間書庫の設置並びに保存基準の明確化及び第三者機関による保存判断が必要であると考えているが、本法案における中間書庫の位置付け及び公文書の保存基

準の内容はどのようになっているのか伺いたい。

- ・防衛省宇宙開発利用推進委員会において議事録が作成されず、また同委員会会合において 2 名の外部講師が文書決裁を経ずに招聘されているなど、公文書がそもそも作成されない事例が見られる。公文書管理の前提として行政における文書主義を徹底すべきであると考えているが、小淵国務大臣の見解を伺いたい。
- ・法務省による国立国会図書館に対する特定外交文書の閲覧制限要請、あるいは砂川事件に関する日本側関係資料の開示請求に対する不開示決定のような政府の態度は是正されるべきであり、本法案の下ではそもそも不存在を理由とする不開示決定は許されないと考えるが、小淵国務大臣の見解を伺いたい。

### 重野 安正君（社民）

- ・公文書管理の在り方等に関する有識者会議の最終報告において公文書の意義を「国民の貴重な共有財産である」としているにもかかわらず、本法律案の目的規定に同様の文言を明記しなかったのは何故か。
- ・本法律案において公文書管理委員会は内閣府に置くこととしているが、その重要性にかんがみ、国家行政組織法上のいわゆる 3 条委員会にするべきと考えるが政府の認識はどうか。
- ・本法律案提出のきっかけとなっただずさんな公文書管理の中には、意図的な文書廃棄等が疑われるものもあったが、本法律案により、そうした意図的な文書廃棄等を防ぐことができるか。また罰則についてはどうなっているか。

### 上川 陽子君（自民）

- ・文書管理を行う上で、職員の意識改革が大前提となる。公文書管理に関する職員の体系的な研修が必要であり、文書管理を人事考査の対象として含めてもいいのではないかとさえ思われるが、職員の文書管理に関する意識改革について今後の方策を伺う。

- ・レコードスケジュールを導入することが、公文書の国立公文書館への移管率を高めることになると思われる。レコードスケジュールの内容に関する本法律案の法令上の記述及び導入する意義を伺う。
- ・文書の移管、廃棄については、従来、保存期間満了後に定められていたことが多いと思われ、本法律案第5条第5項には、保存期間満了前に定めるとあるが、具体的にはいつの時点となるのか。文書作成段階の早い時期に定めるべきものと考えているがどうか。